

# 全日本音楽教育研究会・大学部会会則

## 第一章 名 称

第1条 本会は、全日本音楽教育研究会(略称、全日音研)・大学部会と称する。

## 第二章 目 的

第2条 本会は、全日音研会則第2条及び第6条に基づき、大学における音楽教育の充実発展を図るための活動を行うとともに、併せて会員相互の連携を図ることを目的とする。

全日音研会則

第2条 本会は、音楽教育に関する研究を推進し、わが国音楽教育の向上発展に寄与することを目的とする。

第6条1、本会に次の部会を置く ①小学校部会、②中学校部会 ③高等学校部会 ④大学部会

⑤特別支援学校部会 ⑥その他の部会

2、前項で定める各部会の構成は細則で定める。

## 第三章 活 動

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1 大学における音楽教育に関する調査、研究
- 2 音楽教育に関わる諸資料の調査・収集
- 3 研究物、会報の発行
- 4 音楽教育諸団体との連絡、提携
- 5 その他本会の目的達成に必要と認められる活動

## 第四章 会 員

第4条 本会を構成する会員は次の通りとする。

- 1 会員は、大学部会に加入する大学において音楽教育に携る者、または大学院生及びその修了者。

## 第五章 組 織

第5条 本会に、次の組織を置き、その役割は次の通りとする。

### 1 総会

①総会は、最高の議決機関であり、予算、決算、役員選出、会則等本会の重要事項に関して審議し決定をする。

②総会は、毎年一回、部会長の召集によって開催する。ただし、部会長が必要と認めるときは、臨時に総会を開くことができる。

### 2 理事会・常任理事会

理事会および常任理事会は、必要に応じて部会長が召集し、本会の企画および運營業務を執行する。

### 3 各種委員会

各種委員会は、必要に応じて設け、常任理事会において委託された事項について検討し、報告をする。

#### 4 事務局

- ① 事務局は、本会全体の業務にかかわり、所管の業務を執行する。
- ② 事務局は、事務局長の属する大学に置く。

### 第六章 役員

第6条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 部会長 1名
- 2 副部会長 若干名
- 3 常任理事 8名内外
- 4 理事 20名内外
- 5 事務局長 1名
- 6 事務局次長 1名
- 7 会計 2名
- 8 監事 若干名

### 第七章 役員を選出および任期

第7条 本会の役員は、次の要領で選出し、総会において決定する。また、役員任期は二年とし、再任を妨げない。

- 1 部会長・副部会長は、理事の中から常任理事会において選出する。
- 2 理事は、会員の大学内から選出する。
- 3 常任理事は、理事の互選によって選出する。
- 4 事務局長および事務局次長は、理事の中から、常任理事会において選出する。
- 5 監事は、常任理事会において選出する。

### 第八章 任務

第8条 本会の役員は次の通りとする。

- 1 部会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長事故ある時はその代理を務める。
- 3 事務局長は、本会全体の業務に関わり、常任理事会および理事会の運営を図るとともに、各組織と連絡、調整をする。
- 4 事務局次長は、事務局長を補佐し、各組織と連絡、調整をする。
- 5 常任理事は、本会業務の企画、運営に携わり、その執行および研究に当たる。
- 6 理事は、本会の目的に沿う研究の推進およびその他会務の議決をする。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

### 第九章 研究大会

第9条 本会は、毎年研究大会を開く。研究大会の運営は、主として会場大学(会場地区の大学)が行う。

### 第十章 経理

第10条 本会の経理は、会員の属する大学が納入する会費および全日音研本部配分金をも

ってこれに当てる。会費の額は、理事会で審議し、総会で決定する。

- 1 会費は、一大学当たり年額10000円とする。この他に、音楽学部、教員養成課程を有する大学には、一口5000円(できれば二口以上)の協力会費を依頼する。
- 2 本会の会計年度は、四月一日より翌年三月三十一日までとする。

## 第十一章 会則の変更

第11条 本会会則の変更は、常任理事会で発議し、総会の議決によって決定する。

第12条 本会則に定める以外のことについては、全日音研の会則による。

## 附 則

- |                 |                      |
|-----------------|----------------------|
| 1、昭和26年         | 音楽大学懇談会として発足         |
| 2、昭和28年 2月10日   | 規約制定                 |
| 3、昭和28年 5月 1日   | 全国大学音楽学部協議会と改称       |
| 4、昭和28年 12月10日  | 規約を一部改正              |
| 5、昭和44年 11月 8日  | 全日本音楽教育研究会と改称        |
| 6、昭和45年 4月24日   | 全日音研 大学部会 規約を制定      |
| 7、昭和48年 11月 8日  | 規約一部改正               |
| 8、昭和55年 11月14日  | 規約一部改正               |
| 9、平成 5年 10月 7日  | 大学部会会則として部分改正        |
| 10、平成19年 10月11日 | 会則部分改正。平成20年4月1日より施行 |